

さいたま市庁舎整備審議会答申の考え方

1 さいたま市庁舎整備審議会（平成24年7月3日条例制定）

（1）組織

市長の諮問に応じ、本庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法に基づく附属機関として設置された。審議会は、学識経験を有する者（7名）、関係団体の代表者（7名）、市民代表者（10名）※各区自治会連合会会長、計24名で構成された。

（2）諮問内容

本庁舎の整備に関し、基本的な考え方、機能、規模、位置、整備の進め方その他の必要となる事項について、市長が諮問したもの。

（3）議論の進め方・経緯

合併協定書の趣旨を踏まえつつ、本庁舎のあるべき姿を議論するため、諮問内容の各項目について順次議論された。

本庁舎のあり方を方向付ける「基本的な考え方及び機能」として7項目の方向性を整理した上で、「規模」については本庁舎の全体規模として40,000㎡程度と示され、「位置」についてはさいたま新都心駅周辺（半径800m圏内）が最も望ましいとされた。「整備の進め方」については、新しい本庁舎の整備を進めるにあたり十分配慮されるべき事項が示された。

また、今後の社会情勢や技術革新、検討の具体化等により変化が想定される要素については、市において検討すべきものとして整理された。

2 審議会答申の意義・性質

審議会の答申は、市長の諮問に対し、学識経験者、関係団体の代表者、市民代表者の様々な立場から5年余りにわたり多角的な議論が行われた結果として取りまとめられたものであり、本庁舎の整備にあたり市が意思決定をする上での判断材料として最大限尊重すべきものである。

3 審議会答申を踏まえた市の対応

市においては、合併協定書及び審議会の答申で示された内容に加え、事業費、条件を満たす土地の有無などの実現性の観点や、現庁舎地の利活用策と一体のものとした全市的なまちづくりの観点なども踏まえ総合的に検討した結果、今般、令和13年を目途に「さいたま新都心バスターミナルほか街区」に本庁舎を整備する方針を示したところ。